

高齢者福祉バスの利用について

1. 予約受付と申込について

今年度は下記のとおりです。

令和7年度										令和8年度		
バス 利用 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
(午前 10時 ～)	4 月 17 日 (木) ～	5 月 15 日 (木) ～	6 月 19 日 (木) ～	7 月 17 日 (木) ～	8 月 21 日 (木) ～	9 月 18 日 (木) ～	10 月 16 日 (木) ～	11 月 20 日 (木) ～	12 月 18 日 (木) ～	1 月 15 日 (木) ～	2 月 19 日 (木) ～	3 月 19 日 (木) ～

●予約受付時間・場所

各月の受付開始日の午前10時から、北老人福祉センターで説明と予約受付を行います。

※当日、説明をしますので、できるだけ受付開始日に申込みをしてください。

※受付開始日の翌日以降は高齢者福祉協会（北老人福祉センター内）で予約受付（窓口・電話）しますが、土曜日・日曜日・祝日の受付はできません。

●予約受付時の注意事項

※同じ日に多くの利用希望があった場合は日程調整しますので、第2希望日、第3希望日まで考えておいてください。

※他の団体の代理予約はできません。

※バス利用の多い月（5、10、11月）の説明会（2、7、8月）は駐車場が大変混み合います。なるべく公共交通機関をご利用ください。

2. 申込書の提出について

予約受付後に、「高齢者福祉バス利用申込書」に必要事項を記入し、利用日の30日前までに、高齢者福祉協会（北老人福祉センター内）に提出してください。

※申込書の提出が遅れた場合はキャンセルとみなします。

※利用申込書の提出後は、原則として日程・行き先の変更はできません。

3. キャンセルについて

台風等の災害の場合を除き、利用日の2週間前までに、高齢者福祉協会にご連絡ください（配車や運転手の手配等に関わるため）。 ※2週間以内のキャンセルをした場合は、当該団体の年度内利用について制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。

4. バスの利用について

1) 利用団体の集合場所を8時00分に出発し、17時30分までに帰って来られる範囲とします。会議の開始時刻等、やむをえない事情で所定の利用時間を超える場合は予約受付時にご相談ください。なお、ご相談なく実際の利用時間が所定の利用時間を超過した場合は、市役所総合福祉課が聞き取りを行い、場合によっては「超過理由書」を提出していただきます。

2) 年度内（4月～翌年3月）1回だけの利用ができます。単に名義を変えての複数回利用などが判明した場合（申請者名義が異なっている場合でもバス乗車人員の10分の9以上が同一人物である場合は、同一の団体とみなします。）は、当該利用料金を請求するとともに翌年度以降の当該団体の利用を制限する場合があります。

3) 利用人員は18人以上とします。（18人に満たない場合は利用できません。）
※利用団体からのバスの大きさの指定はできません。
※補助席を使用する可能性があります。

4) 運行範囲は、裏面地図のとおりです。範囲地図内でも、道路事情によりバスが通れない地区もありますのでご了承ください。

5) 次の費用は利用者の負担となります。
①利用者の責に帰すべき事由による車両破損の修理費
②利用に伴う駐車料金、有料道路使用料、高速道路通行料金
③運転手の宿泊料（1泊2食分）
※③は1泊2日利用できる団体（さんさんクラブ連合会、さんさんクラブ）のみの負担となります。

5. 利用上のお願い

1) 一日保険（民間のレクリエーション保険等）に必ず加入してください。
2) 乗車前までに検温等の健康チェックをしてください。
※利用団体の代表者は、体調の悪い方の乗車を見合わせるようご指導ください。
3) 出発、帰着の乗車や下車の場所はバス運行業務委託先とお打合せください。
4) 集合場所は、交通量が少ない、広い場所にしてください。また「〇〇商店前」、「〇〇公民館前」などと具体的な場所を利用申込書に記入してください。
5) 運転手への、お弁当、謝礼等は不要です。
6) 利用中に事故等が発生した時は、速やかに下記連絡先に必ず連絡してください。
7) ルールを逸脱する場合は当該団体の利用について制限します。

6. 連絡先

(一財)高齢者福祉協会 TEL21-6675（山下町1-7-9 北老人福祉センター内）

7. 利用の確認

利用日の1週間前及び前日に、バス運行業務委託先から日程・行き先・人数等についての最終確認の電話があります。人数等に変更がある場合は必ずお伝えください。申込みをキャンセルする場合は、利用者が必ず2週間前までに高齢者福祉協会にご連絡ください。

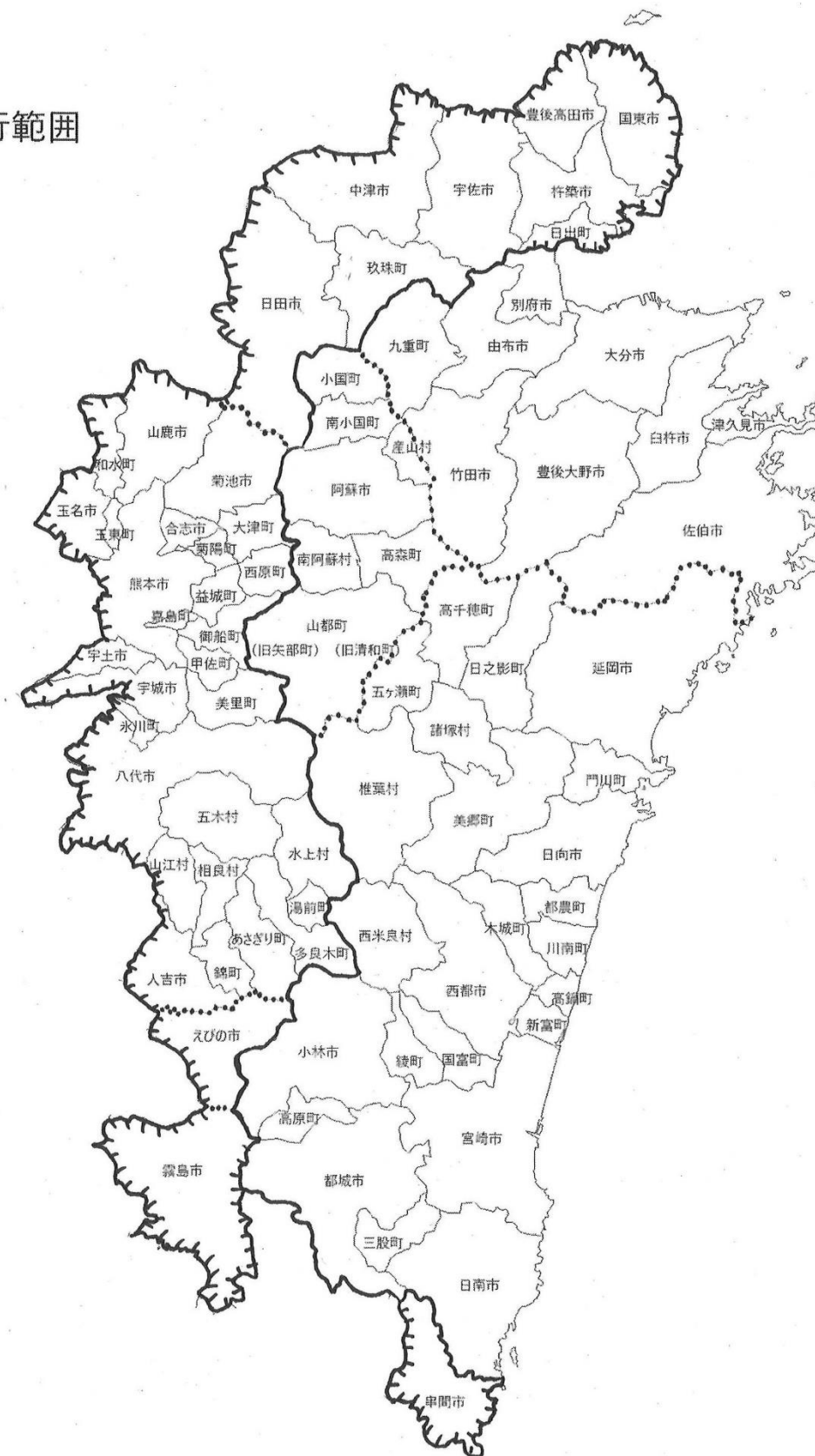
高齢者福祉バス運行事業は、延岡市総合福祉課が
高齢者福祉協会及びバス運行業務委託先に委託して実施しています。

高齢者福祉バス運行範囲

—— 日帰り

—— 1泊2日

..... 県境



Craft MAPより